

## 奈良市公告第5号

次のとおりせり売りを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年1月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 1 売却物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。入札は、紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により行う。

区分番号	名 称	予定価格	入札保証金
物品-1	大型木製家形オブジェ（大阪・関西万博展示物）	1,000円	100円

※ 予定価格とは、あらかじめ奈良市が定めた最低売却価格をいい、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 物件の詳細については、公有財産売却システムに公開する物件情報のとおりとする。

### 2 入札の方式

入札に関する手続については、公有財産売却システムを利用して行い、公有財産売却システムに公開する奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める公有財産売却システムに係る規約・ガイドライン（以下「ガイドライン等」という。）に従って実施する。

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 市ガイドライン及びガイドライン等の内容を承諾し、遵守することができるこ。
- (3) 公有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) あらかじめ入札参加申込の手続を完了していること。

### 4 入札参加申込及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込

あらかじめ取得しているログインIDを使用してKS1官公庁オークション上で  
令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時までに手  
続をすること。

(2) 本申込

①方 法 仮申込み手続を完了した後、所定の申込書により奈良市総合政策課に参  
加を申し込むこと。

②期 間 令和8年1月14日（水）から令和8年2月10日（火）まで  
(直接提出の場合は令和8年2月10日（火）午後5時まで、郵送の場合  
は令和8年2月10日（火）の消印有効とする。)

(3) 入札保証金の納付

①入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、  
予定価格（最低売却価格）の100分の10の金額とする。

②入札保証金の納付は、「クレジットカードによる納付」のみとし、その手続は、公有  
財産売却システムで行うものとする。

## 5 入札期間及び方法

(1) 入札期間 令和8年2月17日（火）午後1時から  
令和8年2月19日（木）午後11時まで

(2) 入札方法

公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、入札はせり売り形式による  
ものとし、入札は入札期間内であれば何回でも可能とする。ただし、一度行った入札は、  
入札者の都合による取消し及び入札額（上限）の引き下げはできない。

## 6 開札及び落札者の決定

入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決  
定する。ただし、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、公有財産売却シス  
テム上で先に設定した者を落札者として決定する。

## 7 売払代金の残金の納付

(1) 売買代金の残金の金額

落札者の納付した入札保証金は依頼書に基づき全額売払代金に充当し、売払代金の残  
金は、落札金額から事前に納付した入札保証金を差し引いた金額とする。

(2) 売払代金の残金の納付方法

落札者は、令和8年3月10日（火）午後2時30分までに奈良市が指定する方法に  
より売払代金を納付すること。なお、売払代金の残金の納付に要する費用は、落札者  
の負担となる。また、奈良市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条

件とし、上記納付期限までに納付が確認できない場合は、入札保証金は、損害金として奈良市に帰属する。

#### 8 物件の引渡し

売払代金の納付を奈良市が確認した後、売払代金納付時の現況のまま売却物件を引き渡す。なお、引渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札及び入札説明書（市ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

#### 10 その他

- (1)入札参加者は、K S I 官公庁オークション奈良市ページ、市ガイドライン等を確認し、これらの条項を遵守すること。
- (2)落札後に奈良市の責に帰すことができない事由により売却物件に滅失、き損等が生じた場合、奈良市に対して売払代金の減額を請求することはできない。
- (3)この公告、市ガイドライン等に記載する事項にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、売払代金の減額を請求することはできない。

#### 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総合政策部総合政策課  
電話 0742-34-4786  
E-mail sougouseisaku@city.nara.lg.jp